

### 第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

評価項目		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園の「保育理念」、「基本方針」、「保育目標」については、園内では「入園のしおり」、「重要事項説明書」等の文書に記載し、市民周知としては「パンフレット」や「ホームページ」の広報媒体に記載していることを確認しています。</li> <li>保育所保育指針に則り園が目指す“主体性のある保育”の実現に向けた「保育理念」となっています。</li> <li>基本方針は、「保育理念」に基づき、子ども達の家庭との連携、保育所の責務としての園内外の保護者への支援等、職員が本方針をもとに保育を実施できるよう具体的に明示しています。</li> <li>4月の職員会議では、新体制の中で「保育理念」、「基本方針」等を確認し、園全体で共通認識のもとに保育が実施できるよう周知の時間を設けています。</li> <li>年度当初の懇談会資料に「保育理念」や「基本方針」等を記載するとともに、各学年の発達の見通しを分かりやすく表記する等して、保護者の理解が得られるようにしています。</li> <li>年に1度、保護者アンケートを実施し、回答結果を踏まえ、「保育理念」や「基本方針」の周知方法の改善や工夫に努めています。</li> <li>「保育理念」や「基本方針」を4月の園だよりへの掲載のほか、入園時及び各年度初めの保護者懇談会にて資料をもとに説明を行っています。また、重要事項説明書にも記載し説明を行うとともにその文書を配付しています。</li> </ul>		

##### I-2 経営状況の把握

評価項目		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育園の所管課であるほいく課と連携を図り、国や県の社会福祉事業の動向に合わせた市の子育て施策の把握をしながら、公立保育園の役割を果たすことができるように努めています。</li> <li>課内のみならず、こども部としての取組及び保育に関連する市の施策を把握し、横の連携を図りながら、現状維持に留まらず質の向上に繋がるような取組に努めています。</li> <li>「子ども・子育て支援事業計画」の内容を把握し、自園に留まらず市内全域の保育ニーズ、待機児童等の把握をしながら、所管課と連携を図り、公立保育園だからこそできる取組を考えながら運営に努めています。</li> <li>所管課が中心となり、市の決算及び予算編成時期にコスト等の分析を行い、事業の整理を進めながら公立保育園が行政機関のひとつとして機能するように努めています。</li> </ul>		

【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の課題を踏まえ、所管課が中心となり予算編成時には財政面の長期的な計画を立てるとともに、「健康都市やまと総合計画」にもとづき長期的な施策についての計画を策定しています。</li> <li>・公立保育園の所管課の課長と園長、副園長とともに、財政面の課題、市の施策における公立保育園の役割等を共有しています。</li> <li>・上記の内容について、その都度、職員会議等にて職員に周知しています。</li> <li>・経営課題の解決・改善に向けて、公立保育園が市の行政機関として担う役割を検討し、改善に向けた取組を行っています。</li> </ul>		

### I-3 事業計画の策定

評価項目		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中・長期計画は、当園の「保育理念」や「基本方針」に留まることなく、市の計画として策定された施策の実現に向けた目標を持ちながら、公立保育園の責務としての取組を進めています。</li> <li>・上記のとおり、行政機関として、市の課題である市内の民間保育所等の保育の質の向上、障がいのある子どもの受入れの促進等、具体的な取組内容としています。</li> <li>・上記の内容を謳っている「健康都市やまと総合計画」は年度ごとに実施状況の評価を行い、課題を次年度に活かすような仕組みとなっています。園内では、取組について、年度ごとに振り返り・評価を行い、次年度の取組に活かしています。</li> <li>・当園の中・長期計画のベースとなる「健康都市やまと総合計画」は、5年ごと及び10年ごとに再策定が行われます。</li> </ul>		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康都市やまと総合計画」における施策をもとに、単年度ごとにこども部としての事業内容及び課としての事業内容が示され、公立保育園の事業に具体的に反映するようにしています。</li> <li>・上記の事業内容を踏まえた当園の単年度の取組は、具体的で実行可能な内容となっています。</li> <li>・単年度の事業計画は、単なる行事計画ではなく、ほいく課の事業内容をもとに、公立保育園として担うべき役割を位置付けた計画となっています。</li> <li>・単年度の事業計画、部及び課としての目標は具体的に設定されており、上記の公立保育園が担う役割については、その都度、所管課長に報告し助言を受けながら取り組み、園長が人事評価等で定期的に評価を行う仕組みとなっています。</li> </ul>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画には、これまで公立保育園の保育士が行政の保育士として取り組んできた内容が反映されており、保育を実践している各担当者が会議等の中で発信した意見を取り入れて策定しています。</li> <li>・市の計画として5ヶ年ごとに策定される基本計画に基づき部や課の目標は単年度ごとに設定され、課の目標を受け、園の計画を年度当初に策定しており、明文化されたものを各職員に周知しています。</li> <li>・各事業の計画は年度ごとに評価し、内容に合わせて関係部署への提出、市民への公表等を行っています。</li> <li>・評価の結果を受け、国や県の動向も鑑みながら見直しを行っています。</li> <li>・事業計画は、市の施策において公立保育園に求められている役割であることを念頭において業務にあたるよう、職員会議や担当者会議等において周知しています。</li> </ul>		

【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の内容は、「基本方針」の中にも位置付けられており、園だよりや懇談会資料等に「基本方針」を記載し配付したり、玄関に掲げて目に留まるよう工夫をしたりして周知し、公立保育園ならではの役割について理解を得ることができるように努めています。</li> <li>・4月の保護者懇談会では「基本方針」の中で、公立保育園が「地域に開かれた園であること」について説明し、保護者の理解を得ることができるようにしています。</li> <li>・園だよりにて、地域の子育て支援や世代間交流の記事等を掲載する等、公立保育園としての取組についても、保護者に理解してもらうことができるような工夫をしています。</li> <li>・「基本方針」をもとに事業計画に位置付けられた内容が、実際の保育ではどのように行われているのか、写真を活用した掲示等で周知したり、懇談会、個人面談の場で説明したりしながら、保護者とともに子育てできるようにしています。</li> </ul>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価項目		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の自己評価を実施しながら、職員会議等にて意見交換を行うなかで全体評価を行い、課題は次年度の計画に反映するようにしています。また、日々の児童記録等においても同様の流れで、PDCA サイクルを意識した取組を行っています。</li> <li>・各クラスの運営、保育の質を高めるためのプロジェクトチームの運営、地域に向けた行政機関としての取組について、個人またはグループごとに、振り返りを行いながら、園長・副園長が客観的な視点をもって評価（Check）を行っています。</li> <li>・保護者アンケートの実施とともに、保育所の自己評価を年に1度行っています。第三者評価については、所管課と調整の中で定期的に受審しています。</li> <li>・評価結果は、内容により、クラス会議、各担当者会議で分析・検討し、最終的には職員会議にて全体に諮ることとしています。</li> </ul>		

【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスの運営、その他の各役割分担における業務については、園の事業計画及び保育計画とその結果および課題、次に向けた取組方針等を文書化し記録に残しています。</li> <li>・課題については、職員会議等にて周知し、共有化を図るとともに、記録に残すことで、次年度への引継ぎに繋げています。</li> <li>・クラス運営、その他の各役割分担における業務は、それぞれにリーダーを選出しており、各リーダーを中心に職員間で改善策等を話し合うための定期的な会議を行う等、職員の参画を図るようにしています。</li> <li>・評価は前期、後期で実施しています。</li> <li>・評価結果にもとづく課題については、職員会議等全体で諮る場を設け、職員間で意見交換を行いながら改善策の検討と改善の取組、計画の見直しを行っています。</li> </ul>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

評価項目		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園内の保育運営のみならず、公立保育園が行政機関であることを念頭に置き、市の施策における保育園の役割を十分に理解したうえで、「保育理念」や「基本方針」を実現するための具体的な取り組みを明確にし、実践に努めています。</li> <li>園の運営規定や重要事項説明書等において、施設長の役割や責任を掲載しています。</li> <li>事務分担表にて施設長の役割を明示するとともに、市の職務権限に関する規定に則り、職員会議の場において自らの責任を表明し周知を図っています。</li> <li>「保育所防災の手引き」や「若葉保育園マニュアル」において、有事における施設長の役割や指示系統の流れ等を明確に示しています。</li> </ul>		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園長は保育園の園長であるとともに行政職員であるため、保育にかかる関係法令のほか、市の様々な規定を理解し、利害関係者との適正な関係保持に努めています。</li> <li>園長は、市の人事・労務所管課が実施する倫理研修や、管理監督者として必要な知識を得るための研修に参加し、法令遵守を念頭においた運営に努めています。</li> <li>園長は、市のEMS（Environmental Management System）の取組内容を理解し、園内でできる環境への配慮（例えば、ごみの分別、節水、節電など）について、日常の保育に取り入れ子どもとともに取り組んでいるほか、取組内容を写真で掲示する等して保護者への啓発に努めています。</li> <li>園長は、職員会議等の場にて、保育園の職員および行政職員として遵守すべき内容を周知するとともに、園の運営規定や重要事項説明書等の内容にかかる研修の実施を通して、各職員が自らを振り返る場を設ける取り組みを行っています。</li> </ul>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園長は、日常の保育の状況を把握するとともに、各指導計画の計画、実践、評価について、月一回または期ごとに把握し、客観的に捉えて分析・助言を行いながら、次の計画に反映するようにしています。</li> <li>園長は、職員との対話を大切にしながら、常により質の高い保育を目指し、改善点についてはそのつど取組の方向性を示しながら、組織として迅速な対応ができるように努めています。</li> <li>園長は、クラス運営における職員体制を、組織の円滑な運営および職員の労働環境をよりよいものにするように整え、職員の声を大切にしながら、常にとともに考える姿勢をもち、自らもその活動に積極的な参画するよう努めています。</li> <li>園長は、職員の人事評価や自己申告時等に個人面談を実施しながら、現状の保育で抱えている悩みや課題等を聞き取り、意見を引き出し、反映できる内容については園の運営に活かすように努めています。</li> <li>園内研修、ほいく課主催講演会、外部研修等、職員のスキルアップに繋がると思われる研修への参加を、雇用形態を問わず充実させるように努めています。</li> </ul>		

【13】	Ⅱ-1-(2)-① 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園長は、公立保育園の所管課との連携のもと、市の人事、労務、財政状況等を踏まえ、園の運営の改善や業務の実効性の向上に向けて分析を行っています。</li> <li>園長は、所管課と調整を図り、円滑な保育運営に向けた人員の配置を行っています。また、市の「働き方の見直し」に準じて、必要な時に休暇が取得できるような体制整備にも努めています。</li> <li>園長は、市の財政状況や市の掲げる5つの訓示等をもとに、保育園内でできる業務の効率化について、その都度、職員会議等にて周知し、行政職員としての意識を持ちながら業務にあたるよう啓発に取り組んでいます。</li> <li>公立保育園としての運営については、所管課長とともに情報共有を図り、市の規程等に基づいた体制を構築しています。園内の保育については、各クラスおよびプロジェクトチーム等のリーダーを選出し、各会議の報告を受け、積極的に助言等を行いながら自らも参画に努めています。</li> </ul>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

評価項目		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の財政状況や計画にもとづき、公立保育園の所管課や市の人事所管課と調整のもと、継続的な人材確保に向けた採用を行っています。</li> <li>国の医療的ケア児の受け入れ促進の流れを受け、園に看護師を配置する等、多様な保育ニーズに対応することができるような体制整備を進めています。</li> <li>人材確保については、公立保育園の所管課が他部署と協議し採用を進めています。市の新採用職員育成に向けたリーダー制、OJT 研修等の取組を行い、PDCA サイクルでの評価・反省を行いながら、人材育成に努めています。</li> <li>新採用職員の採用については、市のホームページ上に掲載しているほか、ハローワークをとおした募集や、日常的に関わりを持っている地域資源を活用し、自治会掲示板への掲示等で募る等しています。</li> </ul>		
【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園の理念・基本方針にもとづく「期待する職員像」を事業計画に明示し、職員に周知しています。</li> <li>市の人事・労務所管課において定めている規定は、インターネット上で職員が確認できる環境にあります。保育園という職場環境を鑑み、人事管理に関する必要な情報は書面にて回覧する等して、周知を行っています。</li> <li>市の人事評価制度に沿って、客観的な指標で職員の現状を捉え、職務の成果等を評価しています。</li> <li>職員処遇の水準は、市の定めた給与の規程に沿った職員処遇となっています。</li> <li>人事評価時の面談等において出された職員からの意見等については、その都度、話し合いを持ち個人の課題あるいは組織の課題として整理しながら検討し、改善に努めています。</li> <li>人事評価制度の仕組みに沿って、それぞれの職員の能力を把握し、自ら将来の姿を描くことができるように適材適所で能力が発揮できる役割分担に配慮しています。</li> </ul>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園長が、安全衛生推進者として職員の健康状態を把握しながら、市の労務にかかる規定に則り、就業に関する事項を管理しています。</li> <li>勤怠管理システムにより有給休暇の取得状況や時間外勤務の状況を把握することができます。これを定期的を確認し、各職員の就業状況の把握に努めています。</li> <li>職員に市の健康管理所管課の健康相談等の情報を周知しています。職員の心身の健康状態を把握しながら、必要に応じて健康相談の活用や保健師との面談を勧めています。</li> <li>園長は、日常的に職員とコミュニケーションを図りながら心身の健康状態の把握に努め、必要に応じて面談を行い各職員が健康に勤務できるよう努めています。</li> <li>市の福利厚生を把握し、各職員の希望に合わせて活用できるように努めています。</li> <li>育児短時間勤務、介護休暇、子の看護休暇の活用等、個々の生活に合わせた働き方ができるようにワークライフバランスに配慮しています。</li> <li>改善が必要な事項については、公立保育園の所管課、労務・健康管理所管課と協議をしながら改善に努めています。希望者には、一定の時間帯での固定シフトを可能とし、家庭と仕事の両立可能な取組を導入するなど、改善に努めています。</li> <li>市としての「働き方の見直し」のほか、園内では気持ちよく休暇を取得できる雰囲気づくりや共に働く仲間としての円滑なコミュニケーションづくりに努めています。</li> </ul>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の職員として求められている職員像のほか、園としては事業計画等に期待する職員像を記載しています。市の人事評価制度をもとに各年次に求められている項目を指標にして、職員一人ひとりの目標設定を行っています。</li> <li>市の人事評価や自己申告時には、園長または副園長が面談を行い、コミュニケーションを図りながら、各職員の目標設定とその評価を行っています。</li> <li>各職員がそれぞれに考える目標は、項目や水準、期間等が明確になるよう、助言をしながら設定しています。</li> <li>目標設定から最終評価に至るまでの途中経過で、目標設定と異なる状況になっているような場合には面接を行う等、進捗状況の把握や方向の修正等を行っています。</li> <li>職員一人ひとりが設定した目標について、前期、後期に分けて、面接を行いながら、達成度の確認を行っています。</li> </ul>		
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期待する職員像については、事業計画に明示し、各職員がそれぞれに求められている役割を理解し、「保育理念」や「基本方針」に沿った保育の実施に向けて、研鑽を行うことができるようにしています。</li> <li>現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、事業計画において、職員に必要とされる保育士以外の専門的技術の向上を明示しています。</li> <li>研修計画にもとづいて、園の「保育理念」や「基本方針」の実現に繋がるような研修を受講できるように努めています。</li> <li>前年踏襲ではなく、その年の職員体制を見ながら、経験年数やその年度の職務に合わせた研修を受講できるような計画の作成に配慮しています。</li> </ul>		

【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副園長が日常的な保育における各職員の知識や技術を把握する役割を担い、把握した内容を踏まえて人事評価における面談等とおして互いに確認し合うようにしています。</li> <li>新採用職員については市の育成制度に則り、一定期間 OJT 研修を実施しながら、目標設定 (P)・実践 (D)・評価 (C)・反省 (A) を繰り返す育成を行っています。また、園内では、経験年数に合わせた研修等も実施しています。</li> <li>経験年数に合わせた研修、保育のテーマごとの研修等、内部・外部共に各職員に必要な知識や技術が身に付くような研修を行っています。</li> <li>外部研修については、業務として参加することができるよう計画的に調整しています。また、園内研修のみでなく、視野を広げるため外部から講師を招いた研修を実施し、多くの職員が参加できるように努めています。</li> <li>職員一人ひとりに、平等に研修の機会が与えられるように配慮しています。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実習生の受入れマニュアルにて、実習生の育成に関する内容を明文化しています。</li> <li>実習生の受入れマニュアルを整備し、保育に関わる専門職の研修・育成に努めています。</li> <li>各養成校のプログラムに合わせた内容が網羅できるよう柔軟に実習予定を組んでいます。子ども達と触れ合うことを中心とし、実践での学びを大切にしています。</li> <li>実習生の指導についてのポイント等、資料を読み込んだ上で、指導に携わっています。</li> <li>実習期間中には、養成校の先生が来園され、実習での様子を実際に見ていただくとともに、育成に向けた話をする時間を設ける等して、連携を図っています。</li> </ul>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

評価項目		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園のホームページに「保育理念」や「基本方針」等を掲載しています。市の総合計画、予算・決算の内容については、市のホームページに掲載し、保護者及び市民に周知しています。</li> <li>園の地域育児センター事業の実施状況については、園だよりやホームページにて情報提供しています。また、第三者評価の受審等についても、園だよりや PS メール等を活用しながら、保護者への周知に努めています。苦情・相談の体制については、口頭で説明をしたうえで書面にて配付するとともに、掲示にて周知しています。</li> <li>これまでの第三者評価の受審結果にも保護者に公表し、苦情・相談の体制についても、書面の配付や掲示をとおして、保護者への周知に努めています。</li> <li>市のホームページに掲載されている総合計画には、公立保育園の役割が明示されており、本園の運営がその内容を受けているものであることを園だよりやホームページを活用して発信するように努めています。</li> <li>園のパンフレットや子育て支援の取り組みは、保護者・市民が手に取ることができるよう印刷物として園内および所管課窓口等に置いています。また、事業の内容によっては、広報誌等を活用し、多くの保護者・市民に情報が行き渡るように努めています。</li> </ul>		

【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営主体が大和市であるため、当保育園は市の規程に則り運営しています。園の運営における事務手続きや管理にあたる園長、副園長は、市の規程を理解して業務にあたり、その他の職員についてはその立場に応じて理解するよう周知しています。</li> <li>保育所における事務・経理・取引等について、内部監査としては、概ね2年に一度の頻度で、市の監査事務局の定期監査を受けています。また、不定期ではありますが、保育所の運営について県の指導監査を受けています。</li> <li>上記監査で指摘等を受けた場合には、公立保育園の所管課と共有しながら、必要な改善を行います。</li> </ul>		

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価項目		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育園を地域育児センターとして位置付け、地域に開かれた保育所であることを念頭にした保育の実施について基本的な考え方を、入園のしおり、パンフレットなどの文書にして保護者に伝えています。</li> <li>市の子育て施策に関わる取組や地域育児センター事業に関わる各団体の情報について、玄関等で確認できるようにするなど保護者に提供しています。</li> <li>園内外を問わず、個々の子どもの状況に合わせた支援ができる職員体制が整い、基本的な考え方や姿勢は「大和市地域育児センター事業実施要領」に定められています。</li> <li>地域との交流ということでは、小中高生との交流、小学校教諭との交流、民生委員や自治会との交流等、努めて定期的に、かつ積極的に具体的な取組を行っています。</li> <li>各世帯の状況やニーズを十分に把握し、保護者の意向を汲みながら、社会資源の活用について勧めています。</li> </ul>		
【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアは、職場体験として世代間交流に位置付け、園としての考え方を明文化しています。</li> <li>地域の学校等との連携・協力についても、「大和市地域育児センター事業実施要領」に定められています。園のマニュアルにも考え方を明文化しています。</li> <li>職場体験の受入れに関し、受入れ手続、ボランティアの配置、事前説明等についてマニュアルを整備し記載しています。</li> <li>受入れに際しては、必ずオリエンテーションを実施し、職場体験に臨む心構えを知らせる等、取組前から支援を行うようにしています。小学校、中学校、高校からの依頼に対しては、出来る限り応じるように努め、協力しています。</li> </ul>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所、児童相談所などの社会資源と連携し、より良い保育を目指すとともに、自らも公立保育園として地域育児センターの機能を持ち、地域子育て連絡会を開催しており、構成員が子どもや保護者の支援可能な社会資源となっています。</li> <li>社会資源としての関係機関について、職員会議で説明し、地域育児センター機能についても、職員間で情報の共有化が図られています。</li> </ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園が主催となり、地域子育て連絡会を開催し、定期的に情報交換を行っています。把握した問題については、関係機関と積極的に連携を図り、協同して解決にあたっています。</li> <li>・連絡会の構成員でない民間団体とも連携を図り、ネットワーク作りに努めています。</li> <li>・家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの迅速な対応に向け、市の所管課の課長や公立保育園の代表者が要保護児童対策地域協議会に参加しています。在園児童の関係では、児童相談所のほか、市の関係部署との連携を図り、子どもの見守りと丁寧な保護者支援を行っています。</li> </ul>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域育児センターの事業として、保育園では8項目に分けた事業を展開し、地域の親子に向けた子育て支援、食育普及にかかる給食体験、育児不安からくる虐待防止に向けた講座の開催等、社会に貢献できる取組を行っています。また、地域の親子に関わりを持つ各団体との連携を図るため、子育てサロン等の場に保育士を派遣し、相談業務を実施しています。これらの取組から、直接、市民のニーズを把握し、各関係機関と連携を図り、保護者のニーズに合わせた支援を届けることができるようにしています。</li> <li>・市民向けの講座を実施した際には、参加者アンケートを行い、市民のニーズを把握し、今後に活かすようにしています。</li> <li>・他機関から支援が必要な親子の情報が入った際には、園で実施している子育て支援事業への参加や一時預かりの活用を提案し、保護者の負担軽減に繋がる取組を行っています。</li> <li>・小中学校の教諭や民生委員、自治会長との連携から、各年代のニーズを把握し、園の取組に反映させるように努めています。</li> </ul>		
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の親子の子育て支援に対するニーズが多いことを受け、公立保育園が地域育児センターの機能を持ち、積極的に子育て支援に取り組み、地域貢献に努めています。</li> <li>・地域子育て支援の事業計画を作成し、計画的に活動を実施しています。</li> <li>・公立保育所の機能を活かし、積極的に行政機関や各団体と連携を図り、各団体へは保育士を派遣する等して、共に子育てを支え合う仲間作りをするとともに、園開放、世代間交流など地域コミュニティの活性化に貢献するよう努めています。</li> <li>・子育てサロン・サークルへの派遣や民生委員の会合等にて、保育士が持っているノウハウの提供や専門情報の提供等の取組を行っています。</li> <li>・市の防災の規程に則り、非常配備体制として配備基準の設定、名簿の作成などを整え、市民への支援に備えています。</li> </ul>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

評価項目		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育理念に「子どもの心とからだ（生きる力）の基礎を育む」、基本方針に「一人ひとりの成長の芽を大切にし・・・」などの文言を掲げ、子どもを尊重した内容になっており、職員間で共通認識を図るために研修を行い、意識啓発に向けた取組を行っています。</li> <li>・「全国保育士会倫理綱領」等をもとに、マニュアル等に子どもを尊重した保育についての記載をし、職員に周知を図っています</li> <li>・「主体性のある保育」に対する学びを園内で継続して行なうなかで、職員自らが主体的に考え、行動することを目指し、「子どもを尊重した保育」が日常の保育に反映されてきています。</li> <li>・人権への配慮については、チェックリストを活用し、個々の職員がチェックした内容についてグループで意見交換や会議を活用して勉強会につなげる等、職員間での意識統一を図っています。</li> </ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に研修を行うと共に、前期・後期にはクラス単位での振り返り、個人の面談を行い、園全体及び個人の質の向上に向け、必要に応じて指導や改善等の対応を行っています。</li> <li>日常の保育士の言葉かけを意識し、保育士が一人ひとりの子どもを認めることで、子どもたち同士が認め合うことのできる環境を作っています。また、「主体性のある保育」の取組の中で、子ども相互での育ちを見守るよう実践しています。障がいをもつ子どもを積極的に受け入れながら、インクルーシブ保育の実践にも努めています。</li> <li>日常的に保育士自身が性差への先入観を持たないように努めるとともに、園内の環境設定では色等で性差を固定しないようにしたり、名前の呼び方などについても配慮を行っています。</li> <li>園の運営規定に規定し、保護者には重要事項説明書として文書を配布しています。入園面接時や年度当初の懇談会にて丁寧に説明し、理解が得られるように努めています。</li> </ul>		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園のマニュアルに保育に携わる者としての姿勢を明記し、年度当初及び定期的に職員会議等にて周知すると共に、共通理解のもと保育を行うことができるように園内研修を行っています。</li> <li>園の運営規定やマニュアル等にプライバシーへの配慮を謳い、保育中に密室で個別対応することは避ける等、常にプライバシーに配慮されている環境であることが分かるような保育を行っています。</li> <li>各年齢の発達段階に合わせた快適な生活環境の設定を行うと共に、乳児期からプライバシーを守ることを意識した環境作りを行っています。幼児においては、シャワーの目隠し等、個々のプライバシーを守り、自尊心を傷つけることのないよう配慮をしています。</li> <li>在園児には、日常の生活の様々な場面で、子ども自身の権利について伝えています。保護者には、重要事項説明書を文書にて配布するとともに、懇談会や行事などの機会を利用し取組を周知しています。また、保護者対応においては、通常は送迎時に玄関内での対応をしていますが、内容によっては面談形式に変更する等、保護者のプライバシーにも配慮しています。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「保育理念」、「基本方針」が載ったパンフレット等を、見学や子育て支援事業で来園した市民に配布するとともに、市のほいく課窓口に置く等して、多くの方が入手できるようにしています。</li> <li>園のパンフレットや入園のしおりは、保護者にとって分かりやすい表現に努め、ホームページでは園の取組をイメージできるよう写真とエピソードを掲載する等の工夫をしています。</li> <li>保育園の利用希望者には、事前の園見学を受入れ、入園時の面接においては、入園のしおりを用いて不安のない園生活のスタートとなるよう丁寧な説明を行っています。</li> <li>見学の希望には随時、対応しています。保護者の希望や子どもの生活リズムに合わせて見学日時の設定をする等、各世帯のニーズに合わせてながら実施するように心がけています。</li> <li>パンフレットや入園のしおりは、適宜見直しをしています。また、ホームページについては、今年度はコロナ禍に合わせた内容を検討して掲載する等、利用希望者が必要としている情報の掲載に努める等、意見を出し合いながら取組を行っています。</li> </ul>		
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育の開始時には、入園のしおり及び重要事項説明書の内容も丁寧に説明し、個別の状況を把握して極力、保護者の意向に沿いながら、同意書の提出を求めるようにしています。</li> <li>十分な保護者説明の後、同意書の提出を求め、園で保管しています。</li> <li>保育園生活がイメージできるよう入園のしおりを活用したり、文書の読み上げに留めず、実際の物や見本を見ながら分かりやすい説明に配慮しています。進級にあたっては、懇談会にてその学年の子ども姿を知らせ、エピソードも踏まえたクラスだよりの発行等で保育への理解の推進を図っています。</li> </ul>		

【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮して対応し、保護者の希望により、書面にて引継ぎを行うようにしています。</li> <li>・相談窓口を園長として設置しています。担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも保育の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。</li> <li>・卒園に向けて園長より口頭で各保護者にお伝えしていますが、現在のところ文書を渡すところまでには至っていません。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「主体性のある保育」を職員間で学び合い、実践しているなかで、子どもを中心とした保育を展開しています。日々の子どもの様子、表情をつぶさに観察し、また、主要行事の都度アンケートを実施し、それらを活用し、子どもの達成感、満足感を把握し、次の保育に繋げるように努めています。</li> <li>・年に一度、保育全般にわたる保護者アンケートを実施し、保護者の意向を把握しながら、次年度の保育運営に反映させています。</li> <li>・年間計画に沿って、懇談会、個別面談を行い、保護者の意向を十分に汲取りながら、各世帯に合わせた関わりに配慮し、ニーズや満足度の把握に努めています。</li> <li>・保護者会が組織されていないため、懇談会や面談時に保護者のニーズや満足度を把握するように努めています。懇談会実施後のアンケートにて、意見を集約し、運営に反映させています。</li> <li>・保護者アンケートの調査は園長を中心として実施し、分析と検討は各クラスのリーダーと共にしながら、職員会議で審議し課題の抽出、改善に努めています。</li> <li>・分析し検討した結果に基づいた課題については、改善を行っています。直近の主な例としては、これまで、平日に行っていた行事について、保護者からの意見を反映させ、今年度は土曜日の実施としたことなど、可能な限り改善に努めています。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決責任者を園長、受付担当者を副園長とし、苦情解決の体制が整備されています。また、第三者委員も設置され、入園説明会において説明されています。</li> <li>・苦情解決の仕組みを重要事項説明書に記載し、保護者に配布する等、書面にて知らせているほか、玄関掲示にて周知しています。</li> <li>・園内に「ご意見箱」を設置し、いつでも匿名で意見が言える環境を設定しています。また、保護者アンケートも匿名とし、率直な意見が記載できるように配慮しています。行事等のアンケートも自由意見を記載できる欄を作る等して、苦情や意見を申し出しやすい工夫をしています。</li> <li>・苦情を受けた際には所定の様式に記載し、日々のミーティング、職員会議などで対応を検討し対処しています。必要に応じ苦情内容及びその改善策を市のほいく課に報告し、記録を園とほいく課で保管しています。</li> <li>・ほいく課と苦情内容及び改善策を共有した後、速やかに保護者に今後の対応についてお伝えしています。</li> <li>・これまでに保護者を含めた園全体に周知するまでの苦情はありませんでしたが、そのような苦情を受けた場合には、全保護者に周知することとしています。</li> <li>・苦情内容については、園内での今後の対応の統一を図るため及び、職員の意識の改善の機会と捉え、職員会議等にて共有を図っています。</li> </ul>		

【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に対し、日常的に接する担任以外に、副園長、園長、第三者委員への相談ができる旨について、入園時に重要事項説明書に基づいて説明するとともに、掲示等にて知らせています。また、意見箱の設置、懇談会、アンケート自由記述欄への記入など複数の手段を準備しています。</li> <li>重要事項説明書は保護者に文書を配布し、保護者の目に付くように玄関に掲示しています。また、意見箱の設置場所には苦情対応のプロセスなどを分かりやすく図示説明した資料を掲示しています。</li> <li>保護者からの相談を受け、面談により対応する場合は、事務所をカーテンで仕切り、保護者が相談しやすい環境作りに配慮しています。</li> </ul>		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送迎時の引渡しの際には、できる限り担任が対応するように努め、日頃の保育の様子を伝えながら保護者のニーズや相談を把握するように努めています。（現在は、新型コロナウイルス感染防止に向けた対応として玄関受入れを行っています。）</li> <li>玄関にご意見箱を設置しています。また、各行事におけるアンケートの実施、年度末の保護者アンケートの実施等、保護者の意見を把握するよう積極的な取組を行っています。</li> <li>意見を受けた際の流れは、リスクマネジメントや園のマニュアル等で整備しています。</li> <li>職員が把握した相談や意見は、必ず園長や副園長と共有しています。検討に時間を要する場合には、園長や副園長から理由も含めその旨の説明を速やかに行うこととし、解決策が決定次第、速やかに保護者に説明しています。</li> <li>保護者からの意見等は、園の保育の改善に繋がるものと捉え、必ず職員会議等にて周知し共有しています。</li> <li>リスクマネジメントやマニュアルについては、制度やガイドラインの改訂に合わせ修正すると共に、定期的な読み合わせで現状の保育と異なっている場合にも修正をしています。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終的な判断及び指示の責任者は園長であり、必要に応じ園長は所管課長と協議のもと最終判断をくだすこととなっています。</li> <li>マニュアルに園内・園外の事故発生時の対応の責任、手順等が記載されており、職員会議等にて職員間で確認し周知しています。</li> <li>リスクマネジメントに関する研修等に参加しているほか、各種ガイドライン等を活用しながら、常に危機感を持って保育にあたるよう情報収集を行っています。</li> <li>他の自治体等での事故の情報が入った際には、マニュアルや通知を確認し、発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討し、園内で共有すると共に、掲示等で保護者への啓発にも努めています。</li> <li>職員会議の中で、園内の事故事例の周知及び対策の確認を行っているほか、ヒヤリハットの検証も行っています。</li> <li>園内で起きた事故については、事故が起こりやすい保育場面、時間帯などを分析し、これまでの対応の見直しや課題に向けた改善策の検討を年度末に行っています。</li> </ul>		

【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防・対策については、園長の責任のもと、副園長を中心に保育の中での対策に取り組んでいます。保健に関するプロジェクトチームを構成して細部、具体的事項を実施する体制ができています。</li> <li>・感染症の予防・対策や保育所における感染症対策ガイドラインについては、職員がいつでも確認できるよう事務所に保管すると共に、職員会議等にて周知しています。</li> <li>・プロジェクトチームにより、定期的にほけんだよりを発行しながら、職員だけでなく保護者への啓発に努めています。また、チームが主催し、勉強会を行っています。</li> <li>・感染症予防については、日常的な健康管理に加え、来園者の体温の計測及び手指消毒を徹底しています。園内の消毒等予防策を講じています。</li> <li>・感染症が発生した場合の対応については、リスクマネジメントや園のマニュアルに沿って、速やかに対応しています。</li> <li>・リスクマネジメントについては、定期的に見直しを行い、マニュアルに反映し、職員に周知しています。</li> <li>・おたよりやPSメールにて保護者への情報提供及び意識啓発を行うと共に、感染者が出た際には、玄関掲示をして速やかに情報提供を行い、感染拡大を防ぐようにしています。</li> </ul>		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の定める災害時の体制のほか、公立保育園にて「保育所防災の手引きを」作成し、園の立地の特性を考慮し、地震、風水害を重視して対応体制を定めています。</li> <li>・災害時の対応については、「保育所防災の手引き」に規定されているほか、市のほいく課と調整を図りながら、保育の継続についての対策を講じています。</li> <li>・「保育所防災の手引き」に子ども・保護者の安否確認の方法が規定され、クラス名簿に従って状況を把握しています。PSメールも活用しています。また、緊急引き渡し表を作成し、引き渡し訓練時から活用して保護者への啓発に取り組んでいます。職員については、園の緊急連絡網を作成しているほか、市の防災所管課に緊急連絡先を知らせています。</li> <li>・市役所本庁舎に近く、災害時の密接な連携を常に考慮し、諸計画の作成、訓練などにも活かされています。</li> <li>・備蓄品については、所管課と調整のもと、副園長が管理者となり備蓄リストを管理しています。</li> <li>・防災計画を整備し、引き渡し訓練では消防署の職員から保護者に向けた講演をしてもらうなど、他機関との連携を図りながら訓練を実施しています。</li> </ul>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

評価項目		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園のマニュアルを整備し、保育内容や保護者対応、その他保育全般におけるの基本となる考え方を文書にて明示しています。</li> <li>・園のマニュアルにおいて、子どもを尊重することや子どもの人権擁護への意識作り、保育士の振り返りの必要性を謳っています。基本方針にも明記されています。</li> <li>・チェックリストを活用して保育士自身の振り返りを行うと共に、その内容を他の職員と共有しながら保育の方向性を統一できるような研修を実施しています。</li> <li>・前期・後期と保育士の自己評価を行う中で、振り返りを行う仕組みを講じると共に、必要に応じた個別指導を行っています。</li> <li>・園のマニュアルにある保育全般の基本的な考え方を踏まえ、保育内容については「主体性のある保育」についても勉強を重ね、個を尊重した保育の実践を図っています。また、各世帯の状況を踏まえながら、柔軟な保護者対応に努めています。</li> </ul>		

【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園のマニュアルにて、園の保育の基本となる考え方を示していますが、その内容の検討や見直しに関する内容については、別途計画で定めています。</li> <li>計画に基づき、園長・副園長・乳児及び幼児のリーダーを中心に前期、後期および年度末に見直しを行っています。</li> <li>見直した内容については、次年度の指導計画に反映するよう、職員間で共通理解を図っています。</li> <li>職員会議の中で、前期・後期の評価及び反省を共有する中で、意見交換の時間を設け、他の職員の意見も反映できるようにしています。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園の保育の総合調整・総括を担う役割を園長とし、各クラスのリーダーを主務者として指導計画を策定しています。</li> <li>各活動ごとに学年ごとの成長発達の過程が示された指標があり、それに基づいてアセスメント手法を構築・確立しています。</li> <li>支援を必要とする子どもへのアセスメントについては、市の関係機関の職員も参画し、幅広い視点から検討しながら、アセスメントの実施に向けた取組を進めています。</li> <li>指導計画は全体的な計画に基づき、子どもの成長発達の連続性を意識しながら作成を行っています。</li> <li>指導計画には保護者等の具体的なニーズ等を反映させることに努めています。月案には、より思いを丁寧に汲み取っていく必要のある児童等についての記載欄や保護者支援の欄を設けるなど、きめ細かい配慮がなされています。</li> <li>計画作成にあたっては、保育士のみならず努めて多くの関係者の参画のもと、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施しています。</li> <li>指導計画に基づく保育の実践については、各計画のごとの振り返りや日々の日誌から、副園長、園長が内容を把握し、必要に応じて指導・助言等を行う仕組みが構築されています。</li> <li>支援困難ケースへの対応については、園内でケース会議を行い、担任のみでなく園全体で支援をしていくこととしており、他機関との連携も図りながら、個々の子どもに合わせた支援に取り組みながら保育を提供しています。</li> </ul>		
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園のマニュアルにて、園の保育の基本となる考え方を示していますが、指導計画の見直しについて、時期、職員構成、保護者意見の反映等については、別途計画で定めています。</li> <li>変更した内容については、新たに計画に定め、職員会議等において各職員に周知し、保育の実践にあたっています。</li> <li>当日の計画を大きく変更する必要がある場合には、園長又は副園長に報告する流れを作り、クラスの活動が把握できるよう定めています。</li> <li>園長、副園長、乳児及び幼児のリーダー等が中心となり、検討した結果の課題は明確にし、園の自己評価等に反映させ、対応策を検討、明確にし、次年度に活かすようにしています。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所定の様式を定めており、その様式に記録し、把握を行っています。</li> <li>児童ごとに経過を追うことができるよう記録をファイリングしており、これまでの保育の内容の経過が確認できるようになっています。</li> <li>記録の書き方については、書き方の見本があり、統一した記載ができるように工夫しています。</li> <li>日々の基本的な伝達事項は、ミーティングノートやクラスノートを活用して周知を図っています。全体に周知する内容と担任・園長・副園長で共有し対応にあたる内容との分別を図り、迅速に対応できる仕組みを構築しています。定例の職員会議を開催し、その中で必ず情報共有を図る時間を設けることとしています。</li> </ul>		

【45】	Ⅲ－２－(３)－② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の個人情報の取扱いにかかる規定、文書の取扱いにかかる規定に則って対応しています。</li> <li>・記録の管理については、園長が責任者となっています。</li> <li>・個人情報の取扱いについては、市の倫理研修の受講、園のマニュアル等の周知等にて職員への教育を行っています。</li> <li>・市の個人情報の取扱いにかかる規定については、職員会議で周知していると共に、事務所に配置していつでも確認できるようにし、職員の理解と遵守に努めています。市の倫理研修にも参加しています。</li> <li>・重要事項説明により、保護者に説明し、その文書を配布しています。</li> </ul>		

## 第三者評価結果

### A-1 保育内容

評価項目		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法など関係する法令の主旨をとらえ、保育所保育指針にもとづき作成されています。</li> <li>• 全体的な計画の中に保育理念、保育目標、保育の基本方針を明文化し、それらを基礎において作成されています。</li> <li>• 全体的な計画は、子どもと家庭の状況や配慮が必要な家庭の把握に努め、子どもの発達過程を捉えたうえで作成しています。また、地域性を考慮し地域の子育て支援の充実も明文化しています。</li> <li>• 全体的な計画は、毎年、全職員が会議等で意見を出し、最終的に副園長が取りまとめて作成しています。また、年2回(前期、後期)、保育の自己評価(職員個々、クラス、チーム、園全体の)を実施し、全体的な計画についても見直しをしています。そこで出された意見を反映し、次年度の全体的な計画作成に活かしています。</li> </ul>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保育室や事務所、調理室に温湿度計を設置し、適切な温湿度管理を行ない、必要に応じて冷暖房器具を使用しています。各保育室に空気清浄加湿器を設置し快適に過ごせるようにしています。冬季には室内に濡らしたタオルを下げる等して乾燥への対策を行っています。また、窓は常に開けており、室内の通風、換気に配慮しています。更に、各保育室には南側に窓があり、十分な陽光を採り入れることができます。陽光が強いときにはカーテンを使用する等室内の温度の調節を行います。これらの措置により子どもたちが快適に過ごせるように環境を整えていることを確認しました。</li> <li>• 保育室の清掃および整理整頓はクラス担任、園舎内の共有部分や園庭、周辺道路の清掃や消毒、保育用品の洗濯は用務員が行い清潔な環境作りに取り組んでいます。玩具類の消毒は保育士が行い、定期的に寝具の押し入れの清掃を行い、保護者に週末に寝具の持ち帰りを依頼し、衛生を保持しています。また、状況に応じて保育士の声の大きさや音楽等にも配慮しています。</li> <li>• 保育室は、子どもが安全に過ごせるよう、動線に留意して家具類を配置し、家具類のコーナーには保護材を取り付けたりしています。</li> <li>• 子どもが心地よく過ごせる環境作りに配慮しています。乳児クラスは少人数で過ごせるように衝立で部屋を仕切る、0歳児クラスでは布団等を常設し寝転んだりできる空間を確保、幼児クラスでは集団から離れて一人で過ごせるコーナーを常設、子どもがゆったりとできる絵本コーナーを設ける、等の工夫をしています。</li> <li>• 生活動線を考慮し食事と睡眠の場所を分けています。</li> <li>• 保育室の手洗い場は毎日担任が清掃し、トイレは毎日用務員が清掃しています。幼児トイレには手洗い後子どもが手を拭くためのペーパータオルを常設、乳児トイレは床にクッション材を敷き転倒の危険予防、トイレの換気扇は連続運転を行い換気や臭いの除去に努める、等の工夫をしています。</li> </ul>		

【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発達状況や家庭環境と個人差を把握し、毎月のクラス会議、乳幼児会議、職員会議等において全職員が情報を共有し、子どもに対する理解を深めるよう努めています。</li> <li>上記の情報を踏まえ、全体的な計画に基づき指導計画を作成しています。その際、子ども一人ひとりに応じた援助内容を明記しています。保育においては、子どもの欲求や気持ちを温かく受け止め、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう援助しています。</li> <li>子どもが自分なりに表現した思いを応答的に丁寧に汲取り、子どもの思いに共感しながら代弁して子ども自身に返すように関わっています。また、子どもの欲求や気持ちを受容し、優しく応答し、気持ちが十分に満たされるように関わっています。</li> <li>子どもの年齢や集団の大きさ、保育内容等に応じながら、必要以上に大きな声を出さないように配慮し、分かりやすく丁寧に穏やかに子どもに関わるように心がけています。職員に向けた人権についての学習会、自己評価チェック、研修等により、望ましい保育士の在り方や態度等について周知するとともに自身の保育を振り返る機会を設けています。</li> <li>せかず言葉や制止する言葉を不必要に用いず、子どもの気持ちを汲取り、様子や状況をみて肯定的な言葉がけをするようにしています。</li> </ul>		
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども一人ひとりの発達に応じた指導計画を作成し、基本的な生活習慣が身に付くよう、一人ひとりに丁寧にに関り、個人差に配慮した保育を行っています。</li> <li>基本的な生活習慣の習得にあたっては、自分でやろうとする子どもの気持ちを尊重しながら丁寧にに関わり、急がせたり無理強いしたりせず意欲を引き出すような言葉がけを行っています。</li> <li>また、一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と必要な休息がバランスよく保たれるように工夫しています。</li> <li>自分の健康に関心を持ち健康で衛生的な生活習慣が身に付くよう、各年齢の発達段階に応じて紙芝居や絵本等を通して啓蒙を行っています。乳児クラスは子どもの発達や個人差に応じて、保育士が丁寧にに関わり基本的な生活習慣が身に付くようにしています。</li> </ul>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各クラスにそれぞれ発達に応じたままごとやブロック、絵本などの玩具を用意し、子どもが自由に取出して遊べるように工夫して配置しています。</li> <li>生活面では、各年齢の発達や個人差に応じ保育士が丁寧にに関わり、子どもの自らやろうとする気持ちを大切にしながら保育を行っています。</li> <li>生活や遊びの場面で、子どもの発達や個人差に配慮しながら、子どもが自らやろうとする思いを受け止め、様々なことに安心して取り組めるよう見守りや必要な援助をしています。</li> <li>戸外での遊びは、今年度はコロナ禍であることに配慮しながら散歩に出かけたり、各クラスで時間調整をして園庭を使用し、のびのびと戸外活動ができるようにしたりしています。</li> <li>保育士は、子ども同士のやり取りを見守り仲立ちとなって、子ども同士の関りが育まれるよう援助しています。</li> <li>お店屋さんごっこ、運動会ごっこ等、子どもたちの発想で協同して活動できるようにしています。園の立地条件もあり日常的に散歩を取り入れ季節の草花に触れたり、園庭を活用しての昆虫探しをしたり、幼児クラスの栽培活動等自然に触れる機会を多く取り入れています。</li> <li>七夕会やひな祭り会等の行事で地域の方と一緒に製作や会食を楽しんだり、職業体験で来園した中高校生と交流したりする中で、地域の人たち等へのあいさつや関わり方を身につけています。</li> <li>個人持ちのお道具箱やお絵描帳があり、いつでも廃材などを使って子どもが自由に表現活動に取り組むことができる環境設定をしています。</li> </ul>		

【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 0歳児クラスの保育室は、畳と床、絨毯に分かれており、生活と遊びの空間を分けています。タンスの角には保護材を付ける等して子どもが安全に過ごせるよう配慮しています。</li> <li>• 乳児一人ひとりの発達や生活リズム、家庭環境等を十分に考慮し、個別の指導計画を立て、ゆるやかな担当制で保育を行っています。保育士は、家庭的な雰囲気の中で子どもの欲求を十分に受け止め、愛情をもって丁寧に関わることで温かい信頼関係を築き、子どもが安定した情緒で過ごせるようにしています。</li> <li>• 子どもの表情や喃語、しぐさ等から子どもの思いを汲取り、言葉にしながらか優しく語りかけ応答的な関りをしています。</li> <li>• 絵本や玩具は、発達に合わせて準備と入れ替えを行い、多すぎない数を用意し好きな玩具で繰り返し遊べるようにしています。子どもの発達の時期に合わせた手作り玩具を用意し、子どもが興味や関心をもっていろいろな経験ができるよう工夫しています。</li> <li>• 家庭と保育園の生活を 24 時間の視野で捉え、家庭と保育園が連携して生活リズムを作り、子どもが心身ともに安定して過ごせるようにしています。</li> <li>• 家庭との連携については、面談シートを活用して個人面談を行い、子どもの成長を喜び合いながら保護者の子育ての悩みを傾聴し、相談を受ける等必要に応じて対応し、丁寧な保護者支援を行っています。</li> </ul>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1歳以上3歳未満児の保育について、生活や遊びの場面において子どもの自分でやろうとする気持ちを受け止め、応答的に関わり必要に応じて言葉がけや援助を行い、子どもが達成感をもつ等成功体験に繋がるようにしています。</li> <li>• 室内では、タンスの角に保護材を貼ったり廊下にクッション材を敷いて転倒防止策をとったりして、子どもが自由に探索しても危険のないようにしています。また、園内外において子どもが安心して十分に探索活動ができるように配慮しています。</li> <li>• 子どもを少人数に分け、落ち着いた環境のなかで安心して過ごせるようにしています。いろいろな玩具や遊びのコーナーを配置し、子どもが自分の好きな活動を選んで自発的に遊べるようにしています。</li> <li>• 子ども一人ひとりの自己主張や思いをしっかりと受容し、各自が安心して自己表現ができるように見守り情緒の安定を図るようにしています。</li> <li>• 保育士は、子ども同士の関りが広がるように必要に応じて援助を行っています。けんかの場面では、保育士が仲立ちとなり、子ども様子を見守りながら思いを受け止め代弁したり、状況にあった言葉を伝えたりしながら援助を行っています。</li> <li>• 保育士が仲立ちとなって、乳児クラス同士での異年齢交流や幼児クラスとの交流、調理員や用務員とのふれあい、散歩先での地域の方との自然な交流等を日常的に行っています。</li> <li>• 保護者には、連絡帳や送迎時の口頭でのコミュニケーション等により毎日の子どもの様子を伝えていきます。面談シートを活用して個人面談を行い、子どもの成長を喜び合うとともに、保護者の子育ての悩みや相談を聞き、必要に応じ丁寧な保護者支援を行っています。</li> </ul>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児クラスでは、一人ひとりが自分の好きな遊びを選び、友だちや保育士と一緒に楽しみながら活動できるような環境を整えています。保育士は一人ひとりの要求を受け止めながら信頼関係を築き、子どもが安心して自分の気持ちや考えを表現できるよう見守りながら関わっています。</li> <li>・4歳児クラスでは、友だちと関わりながら一緒に遊ぶ楽しさを味わえるよう援助しています。また、子どもが意欲的に生活や遊びに組みながら、安心して自分の気持ちを伝えることができるように必要な援助を行っています。必要に応じて子ども同士の仲立ちとなり、活動を見守り、集団で活動する楽しさや充実感を味わえるよう援助しています。</li> <li>・5歳児クラスは、子ども同士がぶつかり合いながらも活発に話し合い協力し合って主体的に活動を進めており、子ども同士の仲間意識が育っています。保育士は子どもたちの話し合いをさりげなく援助したり、子どもの興味や活動を理解して環境を整えたりと、子ども一人ひとりが自分の力を発揮し意欲的に活動できるようにしています。</li> <li>・保護者には、乳児クラスは連絡帳にて、幼児クラスは毎日の掲示で活動内容を知らせています。随時、子どもの様子や取組みの様子について写真を載せて掲示をしたり、子どもの作品、栽培や散歩先での収穫物等も飾り情報提供をしています。また、園のホームページでは、保育の様子や子育て情報等を発信しています。</li> <li>・子どもたちの就学先の小学校の先生方に保育園や子どもの様子を理解していただく機会を設ける等、就学に向けて小学校や、児童クラブとの丁寧な引継ぎを行っています。</li> </ul>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間園では受け入れが難しい重度の障がいのある子どもについて、公立保育園の役割として積極的に受け入れを行っています。各クラスにおいて、障がいのある子どもが安定して過ごすことができる場所を保障するため、障がいの特性に合わせ、個別配慮をすることができる空間を確保し細やかな配慮を行っています。</li> <li>・クラスの年間カリキュラム、月間カリキュラムをもとに担任間で話し合い、子どもの育ちを確認しながら長期的な視野をもって個別支援計画を作成しています。</li> <li>・子どもの状態を的確に捉え課題を整理し、スモールステップで子どもの発達を促すよう細やかな保育を行っています。</li> <li>・障がいのある子には加配保育士が配置され、子どもの特性に合った方法で安心して過ごせるようにしています。また、友だちとの関わりを仲立ちし、自然に交流してお互いを認め合い、子ども同士が共に育ち合えるように支援しています。</li> <li>・保護者とは、定期的に個別面談をし、子どもの発達状況や課題について確認し、保育園や家庭での子どもの姿を共有しています。また、保護者の意向を聞きながら必要に応じて専門機関の情報提供を行っています。</li> <li>・必要に応じて保育園と行政や関係機関とで連絡をとり、支援の充実に繋げています。</li> <li>・職員は、障がいのある子どもの保育について、研修等により必要な知識や情報を得ています。</li> <li>・子ども達が分け隔てなく生活し、遊び、行事等を共に楽しんでいる姿について、保護者に対して日常的な口頭でのコミュニケーションやクラス掲示、クラスだより、園だより等で情報提供し理解を得るようにしています。</li> </ul>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児クラスでは、連絡帳や口頭でのコミュニケーションを通じて保護者との連携を図り、子どもの生活や家庭状況等を把握しています。指導計画（個人カリキュラム）はそれらを反映して立案し、一人ひとりの一日の生活を見通して、ゆったりと過ごせるよう細やかな配慮を行っています。幼児クラスでは、子どもが主体的に生活や遊びに取組めるよう、必要な援助を行っています。保育時間が長い子どもについては、体調の変化等に留意し、健康的に過ごせるよう配慮しています。</li> <li>・朝夕の保育や延長保育時には、0～1歳児は室内のスペースを分ける等、家庭的でゆったりと過ごせるよう環境を整えています。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児クラスでは、その日の活動と子どもの体調や状況に合わせ、少人数でゆったり過ごしたり、少人数の異年齢で過ごす等の工夫を行っています。幼児クラスでも、気持ちが不安定な時はクラス保育から離れ、違う場所でゆっくり遊びながら過ごせるよう配慮をしています。</li> <li>・朝夕の時間外保育は異年齢で過ごしています。保育士は子どもの様子に常に気を配り、異年齢児間での仲立ちとなりながら、必要に応じて援助をしています。</li> <li>・保育時間の長い子どもに対し、18時過ぎに、夕飯にひびかない程度の補食を提供しています。0歳児クラスでは、時間外保育に引継ぐ前に必要に応じミルクの提供を行っています。</li> <li>・クラスごとに連絡用ノートを用意し、担任と時間外保育担当者間で引継ぎを行っています。</li> <li>・担当保育士は、当番バッチを身に付け、保護者から見てわかりやすいようにしています。保護者に気持ちよく挨拶を行い誠実に対応しています。連絡事項がある時は、わかりやすく丁寧に伝えています。保護者からの連絡事項があった場合も、きちんと聞き取り、クラスの連絡用ノートに記載し担任に伝えています。また、時間外保育の時間帯でも担任が保護者と直接やりとりをすることもあります。</li> </ul>	
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な計画や5歳児の年間カリキュラム、月間カリキュラム等に小学校との連携、就学に関する事項を明記し、それに基づいて保育を行っています。一人ひとりが力を発揮し、友だち同士で協力し合い、主体的に遊びや行事等に取り組めるよう、心の成長も援助しています。</li> <li>・子どもが近隣の小学校に招かれ、1年生と交流し小学校の様子を感じ就学への期待を高めています。</li> <li>・保護者に対して、個人面談やクラス懇談会にて、就学に向けた生活習慣の見直し等のポイントを伝えるとともに不安な点も伺いながら保護者が安心し、期待と見通しを持って就学を迎えられるように援助しています。</li> <li>・保育園の公開保育週間において、小学校の先生方が来園したり、小学校教員の社会体験研修の受け入れを行っています。その際、小学校や保育園の様子を率直に話し合い、意見交換を行っています。5歳児クラス担任等が、幼保小の会議に出席し、地域毎に現状を話し合う等の意見交換を行っています。支援が必要な子どもについては、就学先の小学校と連携を図り、子どもの発達や個性、保育士の関わり方等について丁寧な引継ぎを行っています。</li> <li>・園長の責任の下、5歳児クラス担任が、保護者の意向を加味しながら、保育所児童保育要録を作成しています。記載に当たっては、子どもの育ち、姿を的確に捉え、子どもの得意なこと、本人の良さや個性が伝わるような記述内容となるよう工夫しています。</li> </ul>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園マニュアルの「健康に関すること」に沿って、子どもの健康管理を行い、病気や安全に配慮しながら保育を行っています。健康チェックカードを用意し、全園児について、体温等、健康状態を把握するとともに、0～2歳児クラスでは連絡帳を使用し、保護者との情報共有をしています。</li> <li>・子どもが保育中に発熱などで体調不良や、病院での受診が必要と思われる怪我をした場合等において、速やかに保護者に電話にて連絡を行っています。保護者の了承を得た後、保育園にて速やかに受診し、その後保護者に連絡して経過を知らせています。</li> <li>・子どもの体調不良やお迎えの依頼、怪我などについては、日誌や児童票に記載しています。</li> <li>・保健計画を作成し月間カリキュラムや個人カリキュラム等に反映させ、子どもが健康的で安全な生活が送れるようにしています。</li> <li>・一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報は、保護者から聞き取った内容や受入での健康状態は、当番ノートに記録し関係職員に周知しております。</li> <li>・入園面接の際、保護者から話を伺い、児童票の既往症や予防接種の欄を確認しています。また、既往症や予防接種の最新の状況を把握しています。</li> <li>・保育園の子どもに関する方針は、入園のしおりにて周知し、園だよりや、ほけんだよりを通じて、保育園での保健的なことに関する取り組みを周知しています。</li> <li>・職員には、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を研修や職員会議等で周知し、その内容に基づいて、子どもの睡眠中、それぞれの年齢に応じてプレスチェックを実施しています。また、保護者に対しては、入園説明会で周知したり、SIDS 防止のパンフレットを掲示する等して周知しています。</li> </ul>		

【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断・歯科健診の記録は、クラス別に保管しています。必要な情報は担任間や職員間で周知し、例えば、虫歯が多い子どもや肥満傾向の子ども等、一人ひとりの子どもの状況に配慮しています。</li> <li>健康診断・歯科健診の結果を受け、月案等に反映させ、紙芝居等の保育教材で啓発する等、年齢に応じた取組みを実施しています。手洗いやうがい、歯みがき等日常の生活習慣につながるよう細かい配慮もなされています。</li> <li>健康診断・歯科健診の結果は、受診後、口頭や書面にて保護者にお伝えし、必要に応じ受診を勧めています。健診結果や園医からの情報について、園だより、ほけんだより等で保護者に情報提供を行っています。</li> </ul>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は事務所に、「大和市のアレルギー対応ガイドライン」は各クラスにそれぞれ設置しています。アレルギー疾患の子どもがいる場合、それらの基準に従って、保護者に対し、年に1回の病院を受診、生活管理指導書の提出等を依頼しています。また、保護者、担任、園長、調理員、栄養士が同席して面談を実施し、対応について確認すると共に、毎月、献立の確認を行う等して安全な給食の提供を行っています。これらの記録はアレルギー関連のファイルに保管します。</li> <li>除去食を提供する時は、専用のトレー、専用の食器を使用し、名前入りのカードを置き、他児との違いをわかりやすくしています。アレルギーや慢性疾患の子ども自身が、他児との違いで負担感を感じないように配慮をします</li> <li>誤食等の対応マニュアルについて、年度初めに読み合わせをすることで、職員が役割分担をしながら速やかに対応できるようにしています。</li> <li>慢性疾患等のある子どもに対しては、医師の指示のもと対応できるように必要な情報を職員間で周知します。</li> <li>保護者と、日常的にコミュニケーションを図り、定期的に面談を実施して子どもについての情報共有を行っています。</li> <li>アレルギーや慢性疾患の研修会に参加し、職員会議で報告し、職員に周知しています。</li> <li>他の子どもに対しては、年齢や発達に応じてアレルギー疾患、慢性疾患等についてわかりやすく説明したり、保護者に対しては、懇談会等を通じて周知するようにしています。</li> </ul>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する取組みは、全体的な計画の中に「食育計画」として位置付けています。乳児クラスは食への興味関心を引き出し、3～5歳児クラスは収穫物の観察、栽培を通して、食べ物への感謝や喜んで食べる等、子どもの成長・発達につながる保育に取り組んでいます。</li> <li>食事と遊びの場所を分けることで、落ち着いて食事が食べられるようにしています。乳児クラスではゆったりした雰囲気作り、幼児クラスでは、子ども同士で話し、楽しく食事をしています。</li> <li>0歳児クラスでは、一人ひとりに合わせて授乳や離乳食を進めています。1、2歳児は自分で食べることを大切に、見守り、必要に応じて援助しています。幼児クラスでは、食事のマナーを知らせながら、おいしく食べられるようにしています。5歳児クラスは、給食当番を行ったり、自分で片づける等、年齢や発達に応じてできることに取り組んでいます。</li> <li>子どもの好みや食欲、体調等に応じ、子どもの気持ちも聞きながら、食事の量を加減しています。また、子どもに無理強いをしないようにしながら、「一口だけ食べてみる?」「おいしいよ」等の言葉をかけ、食べるきっかけになるようにしています。</li> <li>給食で使用する野菜の皮むきなどを行い、食材への興味、関心を高めています。</li> <li>食に関して保育で取り組んだことを、日々の写真掲示や園だよりなどで伝え、食の大切さを保護者に知らせています。毎日、提供した給食のサンプルを掲示し、その日の献立や量を保護者に知らせています。</li> <li>各クラスとも、日常的なコミュニケーションや、懇談会、個人面談等で食に関する保護者の悩み等を把握し、おいしく食べられるためにどうしていけばよいか、一緒に考えて援助しています。</li> </ul>		

【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>献立は、ほいく課の管理栄養士が作成し、直営の調理員が各年齢や発達状況に応じた調理を行い、離乳食や給食を提供しています。</li> <li>保育士や調理員は、各クラスの喫食状況や嗜好を把握しています。それに応じて食べやすいように調理形態等を工夫し、子ども達が喜んで食べられるようにしています。また、栄養士によるメニュー改善等も定期的に行っています。</li> <li>調理員が残食の調査記録や検食簿をまとめています。喫食状況が思わしくない時は、調理員と保育士が連携を図り、その都度要因等を話し合います。味付けや調理方法等を次回に反映させるようにしています。</li> <li>献立には、旬の物や季節感のある食材が使用されています。</li> <li>こどもの日、七夕、冬至、クリスマス、七草、ひなまつり等、文化や行事にちなんだメニューを、多数取り入れています。子ども達は季節や日本の文化を感じながら、おいしく食べています。地場産の野菜を使ったメニューもあります。</li> <li>調理員は、各保育室を訪れ、給食や離乳食の喫食状況等を確認しています。ほいく課の栄養士は、月1回のわくわくたべもの集会時や行事食の時等に来園し、子どもと一緒に喫食し、食べ具合や、食の進み方、食事の雰囲気などを確認し、次のメニューへ反映させるようにしています。</li> <li>ほいく課栄養士が作成した衛生管理マニュアルに基づき、園長の責任の下、調理員が主体となって保育士も含め、衛生管理を適切に行っています。</li> </ul>		

## A-2 子育て支援

評価項目		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>0歳児～2歳児クラスは連絡帳を使用し、毎日、保護者と保育園で子どもの様子、健康状態等についての情報交換を行っています。幼児クラスは、保育内容や保育士側のねらい等をわかりやすく盛り込みながら、毎日の子どもの様子を玄関に掲示しています。各クラスとも、保育の経過を写真付きの掲示で、保護者に周知し、また、全クラスとも、毎日の送迎の際は、保護者に日々の様子に加え、子どもが成長している姿等を話し、保育のねらいが保護者に伝わるようにしています。</li> <li>保育園の保育理念、保育目標、基本方針は、玄関に掲示、毎月の園だよりには保育理念、保育目標を明記して、保護者に周知しています。入園児面接や、年度初めの懇談会、行事等において、保育園の方針等を、わかりやすく説明し、保護者に周知しています。</li> <li>各クラス、年齢や発達を考慮した形式で、保育参加を実施しています。0～1歳クラスは、個人面談を行い保護者と情報交換をした後、保護者は半日を目安に子どもと一緒に保育室で過ごします。保育園生活の流れやわが子の姿、他児の様子、保育士とのやり取りを見る機会となり保護者からは好評を得ています。2～5歳児は、保育参加の日を設け、各年齢に応じた内容で実施しています。子どもたちが生き生きと躍動する姿を見て、成長を感じることができた等の感想が寄せられています。</li> <li>各クラスとも、個人面談時は面談シートを活用し、内容を記載、児童票に保管しています。支援が必要な保護者、家庭についても、随時面談を実施し、それらは全て記録し、児童票に保管しています。</li> </ul>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児クラスは使用している連絡帳を通じて、幼児クラスはクラスボードで活動内容をお知らせし、毎日の送迎の際等、保育士が積極的に保護者に声を掛ける等してコミュニケーションを図り、保護者との信頼関係の構築に努めています。</li> <li>・全クラス、個人面談を実施しています。子育ての悩みや不安、保護者の気持ちや毎日の様子、家庭生活、就労の苦勞等、保護者の思いを丁寧に傾聴し、必要に応じて助言や情報提供を行っています。また、定期面談以外でも保護者からの要望があれば、いつでも個人面談を実施しています。</li> <li>・個人面談の日程については、スケジュールを提示し、保護者が都合の良い時間帯を選択できるようにしています。また、スケジュールの範囲で都合がつかない時は、個別に対応し日程を調整して実施しています。</li> <li>・保育士は、カウンセリング研修等を受講し、職員会議等で内容を職員に周知し、その技術を個人面談に活用できるようにしています。</li> <li>・各クラスとも、個人面談時は面談シートを活用し、内容を記載、児童票に保管しています。記録した内容は、園長、副園長、担任等、関係する職員間で周知し情報共有しています。</li> <li>・面談内容で、疑問や不安等が生じた場合は、担任間だけで解決するのではなく、園長、副園長、内容によってはそれ以外の職員も参加し、内容を確認しています。どう対応すればよいか検討し、必要に応じて園長や副園長も面談に同席する等して、園全体で保護者支援を行っています。</li> </ul>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の受け入れ時、子どもの表情や身体的な様子等を丁寧に視診し、通常と違う点はないか等、確認し把握しています。また、保護者とこまめにコミュニケーションを図り、各家庭の状況について把握しています。特に配慮が必要な子ども、家庭については、全職員で情報共有を行っています。</li> <li>・虐待が疑わしい場合は、すぐに園長、副園長に報告し、対応について検討します。虐待の通告・相談システムに沿ってすぐに関係機関との連携を取っています。</li> <li>・配慮が必要な家庭にはこまめに声を掛けています。気になることがあったり、子どもや保護者がいつもとは違う様子の時は、声を掛けて話を伺い、相談に応じています。必要に応じて関係機関を保護者に紹介し、いつでも利用できるようにしています。また、保育園から家庭の状況に関係機関に連絡し、必要に応じて見守りや家庭訪問等を実施してもらっています。</li> <li>・虐待防止の研修会等に参加し、職員会議等で研修報告をしています。配慮が必要な家庭についてのケース検討や情報交換を、職員会議等で行っています。</li> <li>・日頃から、市の担当課や、中央児童相談所等の関係機関と連携を図り、迅速に対応できるようにしています。ほいく課と公立保育園にて作成したリスクマネジメントに虐待に関する項目を載せ、対応にかかる文書を整備しています。年度当初の会議で読み合わせ、確認して全職員に周知しています。</li> </ul>		

### A-3 保育の質の向上

評価項目		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 毎日の日誌や月間カリキュラム、週案、個人カリキュラム等において、担任間で保育の振り返りを行い記録しています。</li> <li>• 保育実践が指導計画のねらいや内容、環境構成に即していたか、保育士の関わりはどうであったか等について、担任間で話し合い、子どもの成長や課題を確認し、それらを次の保育に活かすようにしています。日誌や週案等は、子どもの変化や成長している姿、保育士側の保育のねらいをとらえて振り返りを行うようにしています。</li> <li>• 保育士等の自己評価は、前期、後期の2回実施しています。また、人権研修等も行い、保育士等の保育の振り返りに繋げています。</li> <li>• 職員会議等で、自己評価について意見交換や情報共有を行い、職員全体の学び、意識の向上に繋げるようにしています。職員一人ひとりが自身の保育を振り返ることができ、良い学びとなっています。</li> <li>• 自己評価を行い、保育内容の見直しや改善、子どもに関わる姿勢や、子どもの育ち、成長をしっかりとらえる視点の重要性の確認等を行い、保育内容の質の向上に繋がるようにしています。保育士が保育の一場面を写真で撮影し、その時の状況や、保育のねらい、子どもの様子、心情はどうだったか等を振り返る研修や、子どもの主体性を重視する保育とは等の勉強会を実施しています。その際は自由に意見交流ができるようにし、保育内容を振り返る等の自己評価とともに全職員の意識や保育内容の向上、保育園全体の保育の質の向上に繋がるようにしています。</li> </ul>		